

自治基本条例に基づく協働の指針について検討作業の進め方（案）

（１）検討作業の進め方

阪南市自治基本条例に基づく協働の指針の策定についての諮問により、協働の指針の策定・運用に関する基本的な事項の検討を行うことについて、推進委員会に検討部会を設置し検討を行い、推進委員会として、その結果を市長へ報告する。

①検討部会について

● 検討部会構成案

検討部会は、委員会構成の各区分から2～3名の委員により構成する。

	《推進委員会》		《検証部会》
学識経験者	2名		1名
公共団体等の代表者	5名	⇒	3名
公募市民	4名		2名
計	11名		6名

②検討について

検討は、定期的に検討部会を開催し、「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」及び自治基本条例の趣旨に基づき、協働の参画のみならず推進についてもその必要性を踏まえ検討を行っていく。

検討結果については、検討部会から推進委員会に報告をし、必要に応じて今後の推進方策について検討する。

③検討部会の公開・非公開について

原則として、公開とする。しかし、議論に支障をきたす恐れがある場合は、検討部会の判断により非公開とできるものとする。

(2) 検討スケジュール(案)

検討は、検討部会を適宜開催し、協働の指針についての基本的なことも含め検討を令和2年10月(検討により期間が延長になる場合もある)までに行い、その後、推進委員会に報告をする予定とする。

回	時期	内容
第1回	令和元年 10～11月頃	検討部会 ・指針に盛り込むべき項目の検討①
第2回	令和2年 1～2月頃	検討部会 ・指針に盛り込むべき項目の検討②
	3～4月頃	推進委員会 ・中間報告①
第3回	5～7月頃	検討部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた検討 ・項目の具体的な内容の検討①
第4回	9～10月頃	検討部会 ・項目の具体的な内容の検討②
	11～12月頃	推進委員会 ・中間報告②
第5回	令和3年 2～3月頃	検討部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた検討 ・答申骨子(案)作成
	3月～4月頃	推進委員会 ・答申(案)作成
	4～5月頃	推進委員会 ・答申